

第 64 回旭川冬まつり “冬めしフェス” 出店要領

1 概要

(1) 目的・内容

旭川冬まつり会場における賑わいづくりの一環として、会場内に多彩な飲食メニューを提供するキッチンカー（移動販売車等）を集積し、来場者が道北エリアの冬ならではの食の魅力を楽しむグルメイベント“冬めしフェス”を開催する。

(2) 実施期間

令和 5 年 2 月 7 日（火）～12 日（日）午前 9 時～午後 8 時 30 分（※）

※最終日の 2 月 12 日（日）は午後 8 時で終了

(3) 実施場所

旭川冬まつり会場内（石狩川旭橋河畔）

2 出店内容

(1) 対象

実行委員会から出店の決定を受けたキッチンカー

(2) 出店期間

上記の実施期間に同じ

(3) 出店場所

旭川冬まつり会場内の指定スペース

(4) 会場側で準備するもの

- ・給水設備：会場内に共同設備を 1 カ所設置
- ・来場者用飲食スペース
- ・来場者用ゴミ捨て場（出店者利用不可）

(5) 出店者において手続き・準備が必要なもの

- ・各営業許可・届出等（火気使用の場合の消防届出等含む）
- ・PL 保険加入（生産物賠償責任保険）
- ・消火器具（9 参照）

3 留意事項

(1) キッチンカーの入退場等

開催期間中、車両の入退場等は以下の時間内に行ってください。開場時間内に場内では車両の移動ができません

- ・開場前：午前 8 時 00 分～8 時 40 分
- ・閉場後：午後 9 時 10 分～10 時

※最終日は閉場後午後 8 時 10 分～9 時

(2) 調理に伴うゴミ等の処理

排水設備・事業者用ゴミ捨て場がないので、残飯や廃油等は各出店者で持ち帰ってください。

(3) 期間中の営業時間

完売した場合をのぞき、営業時間を短縮することなく必ず販売員が常駐してください。

(4) その他

- ・会場内には夜間除雪が入るため、閉場後は車両を場外に退出させてください。
 - ・対象のキッチンカー以外の車両乗り入れはできません。駐車場が必要な場合は、会場外に各出店者で用意してください。
 - ・会場内は禁煙です。喫煙は車両内ではなく、指定の喫煙場所で行ってください。
 - ・営業時間中には車両のエンジンを切ってください。
- ※雪上のため凸凹やぬかるみが生じて来場者に危険が及ぶ場合があります。

4 出店料

キッチンカー 1台 50,000円

※出店料は、出店者説明会後に指定期日までに指定口座へお振込みいただきます。ご入金のない場合、出店資格を取り消すことがあります。

5 今後のスケジュール

令和4年12月23日(金) 応募締切

12月27日(火) 出店者決定

令和5年1月中旬 出店者説明会

6 出店者の選考及び決定について

実行委員会にて応募内容を選考した上で出店者を決定します。なお、選考にあたっては、次の①～④の順に該当する出店者を優先的に決定します。

- ① 道北地域の食材を用いて、本イベント用の特別メニューを提供する
- ② 道北地域の郷土料理、地域グルメ等を提供する
- ③ 道北地域で店舗を経営、または活動の拠点としている
- ④ その他、冬まつりの質の向上や来場者の満足度向上が期待できると認められる

※ ラーメン、そばは、会場内に別途専門店を設けるため選考対象外とします。

7 出店場所のゾーニングについて



8 出店を認めない、または、出店を取り消す場合について

次の行為を行った場合、出店を認めないまたは取り消す場合があります。なお、既に納付済みの出店料は返金いたしません。

- (1) 実行委員会からの指示等を受け入れない場合
- (2) 喫煙や指定時間外の車両移動など、3の事項を遵守しない場合
- (3) 事前に申請した内容と異なるメニュー・設備で出店した場合
- (4) 接客中の品位を汚す行為により来場者からクレームが多く寄せられた場合
- (5) 正当な理由なく指定期日までに出店料を納付しなかった場合
- (6) 反社会的勢力が関与していると判断される場合（警察等により確認します）
- (7) 出店スペースを又貸しした場合。その他、実行委員会において本イベントの趣旨にそぐわないと判断した場合

9 消火器具の設置について

安全なイベント運営を図るため、火器具類を使用する出店者は、火器具類を旭川市火災予防条例に従って配置するとともに、消火器（業務用）及び耐火ボード等の設置を義務とします。

10 販売について

出店者は、営業時間中は必ず販売員を常駐するものとします。

出店ブースから出た接客・呼び込みは禁止です。

隣接する出店者や来場者が不快となるような大音量による音響機材（ラジカセ・拡声器など）の使用は禁止です。

11 飲料の取り扱いについて

旭川冬まつりへの協賛メーカーが決定した場合、飲料の販売については、メーカー指定の協力をお願いします。ただし、地ビールやトマトジュースなど地場の特産品等についてはこの限りではありません。

12 アレルギー表示について

出品される飲食物については、「アレルゲン使用状況表」「ピクトグラム」を必ず掲示し、来場者からの問い合わせに対応するため従業員への指導を徹底してください。「アレルゲン使用状況表」「ピクトグラム」は出店説明会の際に実行委員会から配布します。

13 その他

- ・すべての店舗において、関係者用食券（500円）を使用できるものとします。換金率は100%です。
- ・本要領に記載している以外の事項は、出店者説明会等でお知らせします。

14 お問い合わせ先

070-0035 旭川市5条通10丁目854-1

株式会社ライナーネットワーク内「旭川冬まつり 冬めしフェス係」

（担当：高塚・庭田）

電話 0166-73-4646 FAX0166-23-2099